

公募型樹木等採取試行募集要領

1. 試行概要

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第25条は、河川区域内の土地における土石その他の河川の産出物の採取の許可に関する規定です。同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）、あし及びかや等については、これまで地域性や歴史性を踏まえ、河川産出物としての採取が行われてきました。

今回、刈草や伐木した樹木についても、飼料、燃料等の地域ニーズがあることから、より多くの河川で民間の幅広い参加をしていただき、さらに公平性や透明性を確保できるよう、河川法第25条を適用した公募による樹木等の採取の試行を行います。

2. 採取区画

採取区画は、別添図面のとおりとします。

（複数者応募の場合、施工日の調整と施工範囲の調整を行います。）

場所： 埼玉県熊谷市村岡地先（荒川右岸76.8km付近）

応募に当たっては、現地の状況を良くご確認ください。

3. 採取時期

河川法第25条許可の日より～平成31年3月10日

4. 採取する河川産出物の種類

採取は樹木を対象とします。樹種はハリエンジュが主となります。

5. 募集期間

平成30年11月1日～平成30年12月14日

6. 応募参加資格

以下のいずれかにも該当しないこと。

- ①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、関東地方整備局長から指名停止等を受けている者。
- ②公募期間中において会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者。又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ③直近1年間の税を滞納している者。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑤過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。

7. 応募方法

応募については、別紙－1の応募様式に以下の内容を記入し、別紙－2 伐採作業計画書を添付の上、5. 募集期間内に持参又は郵送若しくは電子メールにより⑨の担当部局へ提出してください。

①伐採木の使用目的

②採取を希望する面積

③現地の確認状況

④採取を実施する工程

採取に係る一連の工程のうち、どの工程から採取を実施するか、別表「作業内容パターン別区分表」を参考に、A・B・Cのパターンを応募様式に記入する。

⑤採取の方法

⑥採取の期間

⑦応募者の連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス等）

⑧応募参加資格の合致状況

⑨担当部局

関東地方整備局 荒川上流河川事務所 管理課 維持係

住 所：〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12

電 話：049-246-6364

電子メール：ktr-arajo-kanri@mlit.go.jp

応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所及び連絡先は、応募者の選定結果の通知、当選後の連絡及び今後実施される公募伐採等に係わる情報提供にのみ使用しません。

8. 選定方法の概要

応募書類に基づき採取に関する計画及び採取を実施する工程などから採取の効果等を総合的に評価し、荒川上流河川事務所選定委員会により選定します。選定に当たっては作業内容パターンをA・B・Cの順に優先します。多数の応募があり、評価に明確な差がないと判断された場合は必要に応じて採取区画の区割りを行うことなどにより選定します。

なお、選定にあたっての必要な情報の収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

9. 選定結果の通知

選定結果については、選定後速やかに応募者に通知するとともに、荒川上流河川事務所ホームページで公表するものとします。なお、失格又は選定されなかった場合の意義申し立てについては、選定者の公表より5日（土日・祝日を含まない）以内に書面（持参又は郵送（公表より5日以内必着））若しくは電子メールにより担当部局へ提出してください。5日以内に書面により回答します。

なお、選定結果の通知日は12月下旬とします。また、選定者に対して現地説明会を1月中旬に実施する予定です。詳細については選定結果の通知の際にお知らせします。

10. 選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項

に定める法第25条の許可に係る許可申請書（別紙－3、以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、申請書に応募様式（別紙－1）、伐採作業計画書（別紙－2）及び選定通知の写しを添付し、選定者の公表より10日以内に以下の担当部局に持参又は郵送にて提出してください。申請書の提出がない場合は辞退したと見なします。

辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定するとともに、再度選定結果を荒川上流河川事務所ホームページにより公表します。正当な理由なく申請を辞退した者については、次回以降の選定において、採取不履行と同等の扱いにすることとして記録します。

【許可申請に係る担当部局】

関東地方整備局 荒川上流河川事務所 熊谷出張所 管理第一係長
住 所：〒360-0026 埼玉県熊谷市久下1631-5
電 話：048-522-0612

11. 採取に当たっての許可条件

河川区域内の樹木の採取については、河川法、同法施行令のその他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ① 許可を受けた者は、採取が原因で河川管理施設を損傷したときは、速やかに荒川上流河川事務所長（以下「所長」という。）に届け出て、その指示に従うこと。また、採取が原因で第三者に損害を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたること。
- ② 許可を受けた者は、次に掲げる場合には、その事実の生じた日から遅滞なくその旨を国土交通関東地方整備局長（以下「局長」という）に書面で届け出ること。
 - (1) 住所又は氏名を変更したとき
 - (2) 採取の目的を達することができなかつたとき。
- ③ 許可を受けた者は、採取に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- ④ 許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保つこと。
- ⑤ 許可を受けた者は、出水の恐れがあるときは、器材等を流出させないように措置を講ずること。
- ⑥ 作業時間は8：30～16：30までとする。
- ⑦ 許可を受けた者は、採取に着手するときは、書面にて所長に報告すること。また採取が完了したときは速やかに所長に書面で届け出ること。
- ⑧ 許可を受けた者は、許可の内容の変更をしようとするときは、改めて局長の許可を受けること。
- ⑨ 許可の取消しがあつたとき又は採取の目的を達することができなかつたときは、局長は河川を原状に回復する等河川管理上必要な措置を命ずることがある。許可を受けたものは、当該措置を完了したときは所長に書面で届け出て検査を受けること。
- ⑩ 採取料は、別途埼玉県知事が定める「埼玉県流水占用料等徴収条例」（平成12年3月24日）第3条により免除される。

12. 履行確認

河川管理者は、採取履行中の履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、

必要に応じて許可を受けた者に対して指導を行います。また、完了報告を受けたら速やかに採取の履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行います。指導を行ってもなお許可条件が守られない場合は許可を取り消します。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において申請の選定から除外するなど、応募者の選定の判断材料とします。

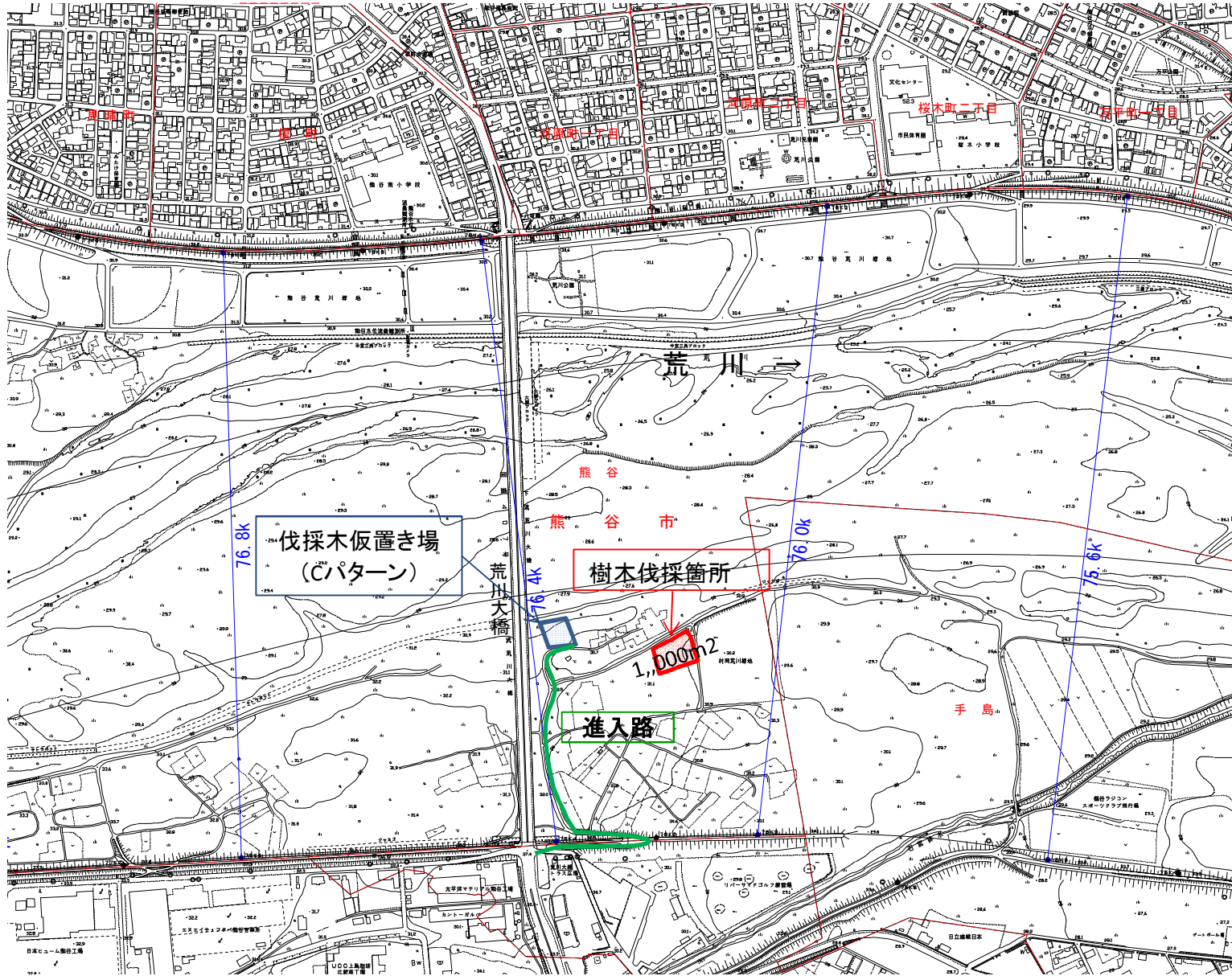
13. その他

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可を受けた者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施状況を確認します。その結果に基づき、必要に応じて許可を受けた者に指導を行います。
- ② 許可を受けた者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないよう指導する場合があります。
- ③ 採取は、許可を受けた者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可を受けた者の責任において行っていただきます。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可を受けた者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合があります。
- ④ 河川管理施設に対する損害については、法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- ⑤ 河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとします。
- ⑥ 採取の際に使用する坂路や河川内の通路は、河川管理上の支障が無いように、また、一般利用者の利用を妨げないように使用してください。
- ⑦ 一般道と河川内の管理用道路の出入りにおいては事故等が発生しないよう十分に安全確認を行ってください。
- ⑧ 採取に係る事故（けがを含む）発生時には速やかに荒川上流河川事務所熊谷出張所へ連絡をお願いします。

14. 問い合わせ先

本公募型樹木採取試行に関するお問い合わせは7.⑨ 担当部局までお願いします。

伐採箇所概要



作業内容パターン別区分表

作業手 パターン	① 伐木	② 枝払い 及び 小割り	③ 積込運搬 及び 処分	備 考
A				全て許可を受けた者が実施
B				「伐木」までを国土交通省が実施
C				「枝払い」及び「分割」までを国土交通省が実施

国土交通省作業

許可を受けた者(応募者)作業